

富田川漁業協同組合
和内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、富田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、もくずがに及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、あゆ及びあまごを対象とする遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、もくずがにを対象とする遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる規模及びエ欄に掲げる人員の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模	エ 人員
あゆ	友釣		1人
	段引	7段まで	1人
	ルアー釣		1人
	タモスクイ		1人
もくずがに	かにかご	5個まで 角型 幅45cm 長さ65cm 縦25cm 筒型 直径35cm 長さ60cm	1人
あまご	竿釣		1人

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
もくずがに	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あまご	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合に掲示及び、紀伊民報また組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鮎川新橋上流端より上流でのあゆタモスクイ漁法	5月1日から8月31日まで
鮎川新橋上流端より上流の本流から野々尻堰堤までの本流のあゆタモスクイ漁法	9月1日から9月30日まで
野々尻堰堤から上福定堰堤までの本流のあゆタモスクイ漁法	9月1日から9月30日まで
鮎川新橋上流端より上流でのあゆ段引及びあゆルア一釣漁法	5月1日から12月31日まで
郵便橋下流端より下流でのあゆを対象とする全漁法	10月11日から12月10日まで

2 本流及び支流の各堰堤の上流50m、下流100mに至る区域内では遊漁をしてはならない。

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
もくずがに	(甲長) 5cm
あまご	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、あゆ友釣・段引・タモスクイ・ルアー釣、あまご竿釣による遊漁の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料とする（オンラインシステムによる場合を除く。）。また、18歳以下の者が、年齢を証する証明書（学生証、免許証等）を携帯している場合に限り、あゆ友釣について無料とする（オンラインシステムによる場合を除く。）。)

次項のただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする（消費税は別途徴収）。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ	友釣 段引 タモスクイ ルアー釣	年 券	
		大 人	10,000円
		身 体 障 害 者	5,000円
		女 性	4,000円
		中 学 生	4,000円
		小 学 生	2,000円
		日 券	3,000円
もくずがに	かにかご	年 券	3,000円
あまご	竿釣	年 券	4,000円

(消費税は別途徴収)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

当組合の指定する場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

・遊漁中は、必ず遊漁承認証（鑑札）を監視員が確認し易いところにつけるか、遊漁承認証の電子データを携帯し、監視員から確認のための提示を求められた時は必ず応じてく

ださい。

- ・この遊漁承認証は、他人に貸与してはなりません。
- ・遊漁承認証は、原則再発行しません。ただし、年券のみ正当な事由により破損した場合に限り、組合が承認すれば再発行できます。
- ・写真を必ず添付してください（あゆのみ）。添付なき場合は、入川できない場合があります。
- ・遊漁者は、法令県令及び本組合で禁止した漁具・漁法をしてはなりません。
- ・漁場内でのトラブル・事故等について、本組合は一切の責任は負いません。

（８）発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第９条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁業権が設定されている区域内における川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （１）氏名
- （２）有効期間
- （３）注意事項

- ・漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

- （４）発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第7条第1項の遊漁料の額について、令和5年12月31日までにを行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ	友釣 段引 タモスクイ ルアー釣	年 券	
		大 人	10,000円
		70歳以上の者	5,000円
		女 性	4,000円
		身体障害者	5,000円
		中学生	4,000円
		(2級以上)	
		小学生	2,000円
		日 券	3,000円
もくずがに	かにかご	年 券	3,000円
あまご	竿釣	年 券	3,000円

(消費税は別途徴収)